大阪府環境審議会生活環境保全等施策検討部会（第１回）議事要旨

日時：平成 24 年３月 20 日（火）10 時～12 時

場所：國民會館・住友生命ビル小ホール

出席委員：桑野委員、津野委員（部会長）、坂東委員、久野委員

議事要旨

（１）開会挨拶 環境農林水産部環境管理室長 笠松

（２）部会長代理の指名

津野部会長が桑野委員を指名

（３）生活環境の保全等に関する施策の現状と課題について

〇諮問事項を事務局が説明（参考資料１）

久野委員　広域連合の話は関係ないと考えてよいか。

事務局　広域連合や府の役割分担を踏まえて議論いただきたいが、広域連合がどうなるのか考えると発散してしまうので、分けていただきたい。

〇権限移譲に伴う大阪府の役割について事務局が説明（資料１）

桑野委員　事務的な作業のみが移譲されているのか。例えば測定なども各市町村でされるのか。

事務局　大気であれば、現在は届出書の受理・審査や、立入検査など規制の事務を権限移譲している。大気の常時監視は権限移譲していない。

久野委員　上乗せ規制の権限は移譲しているのか。

事務局　上乗せ規制の基準を決めるのは府。その決めた基準に基づく指導は権限移譲した市町村でやっていただく。

久野委員　市町村が条例でさらに上乗せ規制することは認めていないのか。

事務局　今のところ認めていないが、今後希望があった場合にどう考えるべきかご審議いただきたい。

久野委員　環境項目の類型指定も市町村に権限を移すのか。

事務局　水質環境基準の類型指定は権限移譲していないが、騒音の類型指定は、権限移譲している。

久野委員　2050 年の最終ビジョンとしては、全て市町村に権限を移すのか。

事務局　基本的に市町村がやりたい場合には渡す。環境に限らず府の全ての業務の希望を聞いている。

津野部会長　権限移譲によって得られるメリットはどういうところにあるのか。

事務局　市民からみたらどっちが早く、きめ細かくやってくれるか。平均的な事務量に見合う単価で交付金も渡している。

久野委員　そのうち人も出せと。

事務局　まず人を出してという希望を受けている。だた、全体の費用対効果を少なく

するために、権限移譲したほうがその場で収束することが増えるから、トータル、お金も人もコストも少なくすむ。

津野部会長　細かな単位になると、効率化する場合と、二重、三重になって非常に非効率になる場合がある。

桑野委員　測定装置を各市町村でそろえるのが難しい場合もでてくると思う。

事務局　規制の場合は、精度管理ができているところに外注するシステムになっている。精度管理は府でやることにしている。

久野委員　ちゃんとした技術職員がいないと。

事務局　技術職員を育てていただきたいと、市にお願いはしている。ただ一朝一夕にはできないから、それまでは府がサポートする。

坂東委員　例えば府ですら技術的な側面でわかる人が減っている現状を考えたときに、本当に市町村レベルで維持できると考えるのか。

事務局　昭和５０年始め頃は処理技術なりを全部理解して、立ち入りをしていた。今は、すでにマニュアル化されたもので、現場感があんまりない。ただ、現場ですぐに対応しなければいけないことが減ってきているので、可能と思っている。ただし、我々の行く現場がなくなると、我々の技術の維持、継承というのが難しくなる。権限移譲をするにあたっての課題。

津野部会長　悲惨な公害の教訓は、対応の遅れ。科学的知見も体制も整ってなかった。それを整えるべく都道府県の方が努力されてきた。ところが近年、かつての悲惨な状態が起こらないという認識のもとに、必要性が薄れてきているという認識になってしまっている。また前の状態に戻らないかと危惧している。体制をどう整えていくかが大事だ。災害が起きたときには、とても対応できなくなる。

どこまでの具体的な手順が移譲されているのか、わかるような資料が欲しい。そして実効性の問題だとか、府として新たな体制が見えるような形にしたほうが議論しやすい。

久野委員　各市町村に公害系の専門職員がいるのかいないのか、ちゃんと測定センターを持っているのか分かるように。

津野部会長　環境要素によって、小さい単位のほうが対応しやすいものもあれば、大きい単位、例えば大阪湾全体を考えることになると大阪府だけでもだめだと思う。広域のところはいつまでも残せと我々の部会としては言わないといけない。

坂東委員　「地域の実情を踏まえた広域的調整」は、大気の場合どういう視点で、どういう調整がなされているか。大気はどこかの市町村の排出源を押さえたからといって、それがすぐ府域の常時監視のところにどれだけの影響があるのかというのをわかってないと、調整とか、あるいは施策の実効的な立案がで

きないと思う。

事務局　例えば自動車 NOxPM 法で総量削減計画を立てていく事務がある。当然精緻に検討していこうとしたときは、将来シミュレーションをやる。そのときに市のほうの情報も参考に使い、国交省のデータを使って計算をしていく。その段階では広域的な取扱いはされる。計算の結果、どこをどういうふうに対策をやっていかなくてはならないのか相談とかが出てくる。地域の事業所でエコドライブをやっていただくとか、地域での取り組みも考えられる。

桑野委員　権限を移譲してから１年以上経っているところもいくつかあるが、特に問題はなかったのか。

事務局　フォロー調査では大きな問題は出ていない。

津野部会長　広域的な話も出たし、地域バランスの問題だとか、レベルの維持の問題もある。移譲した場合に環境保全の観点から効果が上がるであろうと想定される事例を事務方の考えで出していただいて我々議論させていただきたい。

○規制以外の手法の活用について事務局が説明（資料２）

久野委員　規制以外の手法で、すぐ出てくるのは経済的な優遇措置。税金を一般的にちょっと上げて、やるところは下げる。建蔽率の緩和とか、何らかをやったとこには何らかのメリットを与えてやるという仕組みが必要だと思う。府独自の判断でどこまでできるのか。

桑野委員　ラベリングはここではあてはめられないのか。

事務局　例えば、自主的な取組みをして一定水準を満たしている企業名を府のホームページで公表していくとか、トップランナー方式で推奨値を示していくとか。

坂東委員　ISO14001 の取得が下がり気味になっているのは、ほとんど飽和したからと府は見ているのか。それとも、何かインセンティブが結果としてなかったと評価してこの事態に立ち至っているのか。また、調査対象の事業所の数に対して何パーセントぐらいが取得されているという視点で見たときに、事業所の数が自治体によっては減ってきているところもあるわけで、数が減っているのはこの理由によるところがあるのか。

事務局　公益財団法人日本適合性認定協会が公表されているデータを引用した。府域の事業所の中で何割取得しているというデータはない。一定規模以上の事業所が取って飽和したのかもしれないが、推測で根拠はない。簡易型にシフトしているきらいはある。

津野部会長　はたして公害にどれだけ効果があったのか。今後、グローバル化して外国の方がどんどん入ってきたときに、リスクがなんぼだから規制基準よりも甘くていいんじゃないかみたいな考えもないわけではない。規制は法律に基づいているからいけるけれども、規制に基づかない自主的なというのは一体どこまで

というようなところも場合によっては出てくる。

事務局　自主管理には２とおりあって、１つは自主管理の削減が社会的に認知されている場合と、全く企業の自主的な努力の場合。大防法の関係は、国が法律でこうだと決めている、規制の中の自主管理。PRTR は各社のデータが公表され、ガラス張りの中で各社が頑張っている。ISO14001 は、全くの自由な自主的な取組みで、全部位置付けが違っている。どういう自主管理をどういう枠組みでやったらいいのか考えていかないと、何か自主管理だから好きなだけやってという話でもない。

津野部会長　なんか大阪らしい、なるほど大阪やというものは何かないか。大阪は環境保全について全国に先駆けていろんな面白いことをやっている。環境計画を作ったのは大阪府が最初ですし、フェニックスも結局大阪でしかできなかった。

○反応系の環境汚染への対応について事務局が説明（資料３）

久野委員　PM2.5 の二次粒子のそもそもの大元は、移動発生源か、固定発生源か、ある程度推定はあるのか。

事務局　広域移流の部分もあり、自動車排ガスの寄与は多くはない。

津野部会長　これを減らそうと思ったら二次粒子の原因は何であるかがわからない限りは対応のしようがない。

坂東委員　二次粒子の成分としては鎖の長い炭化水素類が酸化されて出来てくる結構蒸気圧の低いやつが二次粒子の主なところを作っていると認識している。酸化プロセスのところで窒素酸化物などの反応をドライブするので、窒素酸化物は当然減らさないといけない。成分分析がやっぱり必要。かなり場所による特徴があるんじゃないか。大陸からの光化学反応で、ベースラインが少し上がってきている。行政の施策を設定する上で、ピークをみることも必要だけれども、日内変動の最小値が経年的に上がってきてるとすると、大阪府とか日本独自の規制ではすまない部分だと思っている。その解析は私どもも大学のほうで進めようとしているが、まだ手を付けてない。

久野委員　オキシダントの８割はオゾンと言っているが、実はもっと高いのか？

坂東委員　90％ぐらいは間違いなくオゾン。もともと春先はバックグランドのオゾンが成層圏から降りてくる。それの比率があるので、この基準値はやっぱり結構厳しい。

津野部会長　生環条例の 10 条は熱以外のものも対応できるような表現にすればいい。光化学オキシダントであるとか、まだ解決していないものに対する測定網はある程度出来ているのか。

事務局　PM2.5 についてはつい最近出てきたので、測定体制は構築中で、まだ完成に至ってない。成分分析は今年度から３局で場所を変えて、これから毎年やってい

く。自動測定器は今年度 14 局を設置する予定。

○全体を通じての議論

坂東委員　ISO14001 を取得していないと府が入札の対象にしないとかはできないのか。

事務局　グリーン購入はやっている。それから例えば総合入札制度で、取組みをしているところは加点している。

津野部会長　他のところでどんな事例があるもお願いできたら。それから、環境保全行動を起こしたときに、府民の方々が果たして社会にどれだけ貢献しているかはなかなか見えづらい。やりがいというのか、結構今そういうところもアピールするところがある。

桑野委員　生活環境保全条例の第２章を見直すということだけど、７条から 16 条まで全部が対象になるのか。それとも、今日お話があった部分だけか。

事務局　全部プラスアルファ。結果的に何らかの公害事象に影響するのであれば、自主的な取組みとして促進しましょうというのはありだと思う。

○部会検討スケジュール（案）について事務局が説明（資料４）